

J A F 公認 Closed 競技
組織許可番号:

JAF公認Closed競技

ファイナルタイムラリー 2006

特別規則書

2006年09月23日(土)~24日(日)

東京都内 約80Km

協賛 ボディーファクトリーアクション

協力 チーム サテラス(SATYRUS)
チーム オートカウンセラー高勢(TAKASE)

主催 チーム ファイナルタイム

FinalTime

公示

本競技会は、日本自動車連盟公認の元、F I A国際モータースポーツ競技会規則ならびにそれに準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則及びその付則、ならびに本特別規則書に従って開催される。

第1条 競技会の名称及び格式

名称:ファイナルタイムラリー2006

格式:JAF公認クローズド競技(初心者向け)

第2条 競技種目

四輪自動車による第1種アベレージラリー

指示速度によるオンタイム走行を行い、

CPにて計時を行う、走行の正確さを競うラリー。

・タイムトライアル(SS)区間はありません。

第3条 オーガナイザー

主催 チーム ファイナルタイム[T.F.T]

<大会事務局>

〒192-0152 東京都八王子市美山町1348-1

ボディーファクトリーアクション内

チーム ファイナルタイム 事務局

TEL:0426-52-1124 FAX:0426-52-1149

E-Mail: bf-a@bf-action.com

第4条 大会役員

大会会長 小山健一(ボディーファクトリーアクション代表)

審査委員長 菅野雅晴 (SATYRUS)

審査委員 馬場裕之 (TAKASE)

組織委員長 樫山篤志

組織委員 加治秀一

第5条 大会競技役員

競技長 内田裕樹

計時委員長 樫山篤志

計時委員 麻生拓朗

コース委員長 岡野耕一

コース委員 加治秀一

技術委員長 内田裕樹

技術委員 長谷部晋作

事務局長 小山健一

事務局員 河野和仁

第6条 開催日及び競技スケジュール

2006年09月23日(土)～24日(日)

受付	17:30～18:30
車検	18:00～19:00
ドライバーズブリーフィング	19:30～
1号車スタート	20:31

第7条 開催場所

集合場所 東京都あきる野市近辺

ゴール会場 東京都あきる野市近辺

コース概要 東京都あきる野市近辺 約80km

当日道路状況などによりコースを変更する場合がある。

第8条 参加車両

本競技会に参加できる車両は以下の規定に従った車両とする。

- ・正規の自動車登録番号標が交付されており、自動車検査証及び強制賠償保険証を有していなければならない。
- ・参加者は参加車両への消火器(内容量2.0kg以上の物を車内(シートに座った状態で取り出せる場所に固定装備してある事)。
- ・4点式以上のシートベルトを装備している事。
- ・排気管についてはメーカー純正品を強く推奨する。触媒、消音器の不備。各部の欠損、音量が著しく大きい場合には出走を拒否する事がある。
- ・参加車両に以下の装備を義務付ける。
 1. 非常用三角停止表示板2枚 (車両故障の場合は速やかに自車前後方向の見通しのいい場所に設置して下さい)
 2. 非常用信号灯 (自車が後続車両の通行に支障を来す場合に後続車両への警告に使用して下さい)
 3. 赤色灯 (自車停止場所がカーブ出口等、見通しの悪い場所の場合は後続車両の誘導に使用して下さい)
 4. 救急薬品 (外傷薬、消毒薬、湿布薬等の搭載を強く推奨します)
 5. 牽引用ロープ (自車を牽引出来る容量の者を搭載下さい)
- ・本競技にて使用するタイヤは、競技中のいかなる場合にもスリップサインが出ない物とする。

第9条 参加車両及びクラス区分

- ・参加台数は30台までとする。(排気量によるクラス分けは行わない)

第10条 参加資格

- ・オーガナイザークラブ員である事。
- ・参加車両を運転可能な自動車運転免許証を所持し、クラブ代表が認めた者。
- ・20歳未満の者は親権者の同意を必要とする。

第11条 参加費

- ・1台(2名) 6,000円とする。
保険料は別表の通りとし、参加費とは別に支払う事
(オーガナイザーが纏めて、対人1000万円の保険に申し込む)。
- ・乗員参加 3,000円(1名以上定員まで何名でも同額)

第12条 参加受付及び締め切り

<申し込み期限>

2006年9月16日までに事務局必着

但し、参加取り消しに対する参加料値返還は締め切り日までとする。

<申し込み方法>

規定の参加料を添えて現金書留で郵送する事。

<参加申し込みに必要な書類>

- ・申込書(専用申し込み用紙に必要事項を記入すること)
- ・車検証(写し)
- ・任意保険証書(写し)

<参加申込先>

〒192-0152 東京都八王子市美山町1348-1

ボディーファクトリーアクション内

チーム ファイナルタイム 事務局

TEL: 0426-52-1124 FAX: 0426-52-1149

E-Mail: bf-a@bf-action.com

第13条 参加受理

- ・競技会事務局に於いて、参加車両と参加者の正式参加の受理を決定し、参加者に参加受理書にて通知する。
- ・参加受理後の乗員の変更は認められない。但し、競技会審査委員会が認めた場合はその限りではない。
- ・参加申込書類に不備がある場合には、参加申し込みの正式受理を保留する。
- ・受理されなかった参加者へは競技会事務局より別途通知し、手数料2,000円を差し引いた金額を後日返却する。

第14条 参加者の遵守事項

- ・競技中のいかなる場合でも道路交通法の遵守を最優先する事。
- ・一般車両及び歩行者、地域住民に迷惑を及ぼさない事。
- ・登録した乗員以外は乗車してはならない。
- ・リタイヤした場合は、直ちに最寄りのオフィシャルにリタイヤ届けを提出する事。又、ゼッケン、ラリー競技会証及びその他競技会関係貼付物を取り除く事。
- ・走行中は必ずシートベルトを着用する事。

第15条 公式車両検査

- ・参加車両は、第6条及び公式通知に定められた時間内に指定場所にて公式車両検査を受けなければならない。
- ・車両検査を受けない車両及び検査の結果が不適当と判断された車両は出走する事が出来ない。但し、公式車両検査時間内であれば指摘箇所を修理交換し、再検査を受ける事が出来る。
- ・公式車両検査は特別規則書 第8, 10条の各条に従って行う。

第16条 車両交換

- ・正式参加申込後の車両交換、乗員の変更は申込締め切り日までに文書にて事務局に申告しなければならない。
- ・申し込み締め切り後の車両交換及び乗員の変更は認めない。但し、競技会審査委員会が認めた場合は、この限りではない。

第17条 ドライバースプリーフィング

- ・ドライバースプリーフィングはスタート会場にて行う。
- ・ドライバー、ナビゲーター及びチーム員は、全員ドライバースプリーフィングに参加しなければならない。

第18条 スタート

- ・スタートはゼッケン順に1分間隔で0秒にスタートする。
- ・スタート時刻については本書第8条、競技スケジュールに従い示される。

第19条 チェックカード

- ・チェックカードの記入内容の確認は参加者の責任とする。
- ・チェックカードに対する抗議は、発行した競技役員に直ちに行う事。
- ・チェックカード及びコントロールシートの管理は参加者の責任とする。

第20条 チェックポイント及び通過(チェックイン)方法

- ・チェックポイントの計時ラインは、コース上に白線にて表示する。さらに、計時ライン脇にチェックポイント表示ボードを置く。
- ・各チェックポイントの通過計時時間は競技車両の前輪が計時ラインを通過した時刻(時分秒)とする。
- ・各チェックポイントは全て秒単位とし、秒未満は切り捨てとする。
- ・チェックポイントのスタート時刻は、チェックカードに書かれた時刻とする。
- ・チェックポイント発見後は速度調整等の時間調整をしてはならない。

第21条 チェックポイントの開閉設時間

- ・各チェックポイントは1号車の通過予定時刻の10分前に開設し、最終号車の通過予定時刻の10分後に閉設する。
- ・状況によりチェックポイントの開閉設時間を繰り上げ又は繰り下げることがある。

第22条 パスコントロールポイント(指示速度変更地点)

- ・パスコントロールポイントでの計測は前輪を基準として行う。
- ・パスコントロールポイントまでの所要時間は秒まで計測し、秒未満は切り捨てとする。

第23条 整備作業

- ・第三者によるアシスト行為を禁止する。
- ・整備作業は道路外を使用し、交通及び作業員の安全確保に十分留意する事。
- ・整備作業は以下の範囲とする。
 - タイヤの交換
 - ランプ類のバルブの交換
 - 点火プラグの交換
 - Vベルトの交換

第24条 計時、減点及びペナルティー

- ・計時は全て主催者の所持する時計によって行う。
- ・計時の誤差に関する抗議は一切受け付けない。
- ・NTTの時報を計時基準時間とする。
- ・減点は1秒1点とし、早着遅着共に加算される。
- ・チェックポイント不通過は1000点のペナルティーを与える。
- ・チェックポイントにおいて競技役員の指示に従わなかった場合、又はチェックポイント用品(車両を含む)を破損した場合は100点のペナルティーを与える。

第25条 成績

- ・参加者はオーガナイザーより配布される正解表と自車のチェックポイント間所要時間を比較計算し、総合減点の少ない方を上位として順位を決定する。
- ・同減点の場合は以下の項目順に従い決定する。
 - 1.0減点の多いもの
 - 2.乗員の合計年齢の若いもの
 - 3.ジャンケン

第26条 失格規定

参加者が以下の各項に該当する場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

- ・参加者が交通事故又は道路交通法違反を犯した場合。
- ・コースを故意、過失にかかわらず閉鎖した場合。
- ・チェックカードの改ざん等、虚偽の申告が判明した場合。
- ・参加者、選手及び関係者が競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
- ・走行マナー及び競技者として態度や品行に問題がある場合。
- ・参加者又は関係者間で不正行為があった場合。
- ・リタイヤの申告をせず競技スケジュール又は競技コースを逸脱した場合。
- ・各諸規則及び競技会特別規則に関する重大な違反があった場合。

第27条 競技打ち切り、中断と成立

- ・競技の進行が全ての参加車両に対して不可能、又は著しい障害となった場合。又は他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の承認の元、競技長の判断によって打ち切りがなされる。
- ・競技が中止となった場合の成績は、競技打ち切り時点におけるものとする。

第28条 競技会の中止又は延期

保安上又は不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定によって、競技会の開催を中止、延期、コースの短縮を行う事がある。又、延期の場合の再競技日程は別途参加者に通知連絡する。中止の場合の参加料は参加者に返還される。

第29条 損害の補償

- ・参加者は車両及び付属品が破損した場合、その責任は参加者各自が負わなければならない。参加者はJAF及びオーガナイザー並びに大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されている事を了承していなければならない。即ち、大会役員は、その役務に最善を尽くす事は勿論であるが、参加者の負傷、死亡その他車両の損害事故に対しては、一切の保証、責任を負わない。
- ・参加者は競技役員の車両、装備を破損した場合、その責任は参加者各自が負わなければならない。

第30条 抗議

- ・参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合は、これに対して抗議を行う事が出来る。但し、自分の参加拒否並びに審判員の判定に対する抗議はこれを受け付けない。
- ・抗議はその理由を具体的に文書にし、1件につき20,300円の抗議料を添えて、文書で競技長を経て競技審査委員会に提出する。

- ・裁定の結果は、関係当事者に口頭を持って通告される。
- ・抗議料はその抗議が成立した場合にのみ返還される。
- ・競技に関する抗議は、ゴール後30分以内、成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に提出しなければ無効となる。

第31条 賞典

1～8位まで。参加台数により変動する事がある。

第32条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則の解釈についての疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を持って最終とする。

ファイナルタイムラリー2006 大会組織委員会